

役員報酬規定

特定非営利活動法人ポケットサポート

(総則)

- 第一条 特定非営利活動法人ポケットサポート(以下、当法人という)の役員報酬については、この規定の定めるところによる。
- 役員報酬に該当する役員は、代表理事のみとする。

(報酬基準・報酬額の決定)

- 第二条 役員報酬は、年俸制とし、当法人全体の運営管理に関する職務遂行状況を勘案し、理事会にてこれを定める。

(報酬の支払い方法)

- 第三条 報酬は、年額を12カ月で割った月額を翌月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、繰り上げて支給する。
2. 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残金を原則として本人指定の銀行口座に振り込む。

(退任者等の報酬)

- 第四条 役員が退任もしくは解任された、または死亡したときは、該当月支給額を、本人または遺族に支給する。

(新任者の報酬)

- 第五条 月の途中において役員に選任されたときは、当該月の支給額を支給する。
2. 前項における起算日は理事会での選任日とする。

(端数の処理)

- 第六条 この規定により計算した額に1円未満の端数があるときはその額を切り捨てるものとする。

(旅費交通費)

- 第七条 出張などの旅費については、職員と同じく旅費規定によるものとする。

付則

この規定は平成 30 年 3 月 18 日の理事会で承認され、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。